

入院時の限度額・減額認定証の更新時期です

8月以降も継続して入院する人、入院する予定の人は申請が必要です

入院時に医療機関へ提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなる

「限度額適用認定証」と、入院をしたときの食事代の負担が軽減される「標準負担額減額認定証」の有効期限が7月31

日までとなっています。

8月1日以降も継続して入院する人、または入院する予定の人は申請が必要で、各総合支所市民福祉課で手続きをしてください。

後期高齢者医療加入者には課税状況などに応じて、限度額適用・標準負担額減額認定証【①】を交付しています。

また、国民健康保険加入者

にも課税状況などに応じて、国民健康保険限度額適用認定証【②】、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証【③】を交付しています。

なお、新たに認定証が必要となった場合は、その都度受け付けています。

各認定証の対象となる人と更新の方法

後期高齢者医療加入者

【適用】 入院時の窓口負担が自己負担限度額までおよび食事代が減額
【対象者】 住民税非課税世帯

の後期高齢者医療加入者の納がない世帯の人
【更新に必要なもの】
①後期高齢者医療被保険者証
②印鑑(シヤチハタは除く)
■適用区分が「区分Ⅱ(※)」の人で、過去12カ月の入院日数が90日を超える場合、食事代の負担がさらに軽減されま
す。申請の際に「入院日数が分かる病院の領収書」を添付してください。
(※)適用区分についてはお問い合わせください。
【申請場所】 各総合支所市民福祉課
【問い合わせ】 市民生活部国保年金課
0220(58)2166

国民健康保険加入者

課税状況などに応じて、各認定証が発行されています。
【適用】 入院時の窓口負担が自己負担限度額まで
【対象者】 国民健康保険加入者で、国民健康保険税の滞

納がない世帯の人
【更新に必要なもの】
①国民健康保険被保険者証
②印鑑(シヤチハタは除く)
◆限度額適用・標準負担額減額認定証
【適用】 入院時の窓口負担が自己負担限度までおよび食事代が減額
【対象者】 国民健康保険税の滞納がない世帯の人で世帯主と国民健康保険加入者が住民税非課税世帯の人
【更新に必要なもの】
①国民健康保険被保険者証
②印鑑(シヤチハタは除く)
■住民税非課税世帯の人で、過去12カ月の入院日数が90日を超える場合、食事代の負担がさらに軽減されます。申請の際には「入院日数が分かる病院の領収書」を添付してください。
【申請場所】 各総合支所市民福祉課
【問い合わせ】 市民生活部国保年金課
0220(58)2166

現在、枠内の認定証をお持ちの人で、今後も利用を希望する人は更新が必要です。

認定証の更新は、忘れずに行いましょう

現在、市では、申請に基づき、加入保険の種類や課税状況に応じて「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。

ご自分の認定証の種類を確認し、継続して制度を利用する場合は、忘れずに更新をお願いします。

【問い合わせ】 市民生活部国保年金課
0220(58)2166



国民健康保険被保険者証の再交付申請について

紛失などの理由による国民健康保険被保険者証の再交付申請者は世帯主となっていますが、世帯主からの委任状があれば、世帯主以外の人も申請できます。

さらに、世帯主やその家族になりすましての交付申請など、交付後のトラブルを防ぐため、申請する人が本人かどうか確認できる書類【表1】を提示していただいていますので、必ず持参してください。その取り扱いはこちらです。

◆世帯主が申請する場合
本人と確認ができて、申請書の記入事項に誤りがなければ、被保険者証を即時交付し

ます。
◆世帯主ではなく、同じ世帯の人が申請する場合
本人と確認ができ、世帯主からの委任状、申請書の記入事項に誤りがなければ、被保険者証を即時交付します。

◆別世帯の人が申請する場合
本人と確認ができ、世帯主からの委任状、申請書の記入事項に誤りがなければ、被保険者証を世帯主あてに郵送します。

【申請場所】 各総合支所市民福祉課
【問い合わせ】 市民生活部国保年金課
0220(58)2166

【表1】 申請する人が本人であることを証明する書類

- (1) 次のいずれか1点
 - ①運転免許証
 - ②パスポート
 - ③外国人登録証明書
 - ④そのほか官公庁が発行する顔写真が付いているもの
- (2) 上記(1)の①~④がない場合は、次のいずれか2点
 - ①健康保険、共済組合、国民健康保険などの被保険者証
 - ②年金手帳
 - ③国民年金、厚生年金、船員年金に係る年金証書
 - ④介護保険被保険者証
 - ⑤国民健康保険税納税通知書
 - ⑥会社などの身分証明書(顔写真付)
 - ⑦学生証(顔写真付)
 - ⑧そのほか官公庁が発行するもので、上記①~⑤に類似するもの、または会社、学校などで発行し顔写真が付いているもので、上記⑥、⑦に類似するものであれば可



※学生用および遠隔地の被保険者証の申請についても、同様の取り扱いとなります。

国民健康保険 高齢受給者証の更新

70歳から74歳までの人(後期高齢者医療被保険者は除く)に交付している「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限が、7月31日までとなっています。

新しい受給者証は、7月18日(金)以降に区長さんが配布しますので受領してください。

次のことを確認してください。

- ▶住所、氏名、生年月日などの記載に誤りがないか確認してください。
- ▶受給者証を受け取ったら、区長さんが持参する受領書に印鑑を押してください。
- ▶有効期限の切れた受給者証は破棄してください。

▲高齢受給者証の用紙の色はピンク色です

平成21年4月から 一部負担金の割合が変わります

国の保険制度改正の凍結措置期間が終了することに伴い、一部負担割合が1割の人は2割に変更となります。このため、今回交付する高齢受給者証には、「2割(平成21年3月31日までは1割)」と表記されていますので、ご注意ください。

【問い合わせ】 市民生活部国保年金課
保険給付係
0220(58)2166